

2025年12月

お客さま各位

新潟県労働金庫

**【重要】口座の売買・譲渡・譲受・貸借（レンタル）は犯罪行為です
絶対に行わないでください**

口座の売買・譲渡（レンタル）等は、1年以下の懲役・100万円以下の罰金またはその両方が科される場合があります（※）。

インターネットバンキングのログインID・パスワードの情報を譲り渡す行為も同様に処罰の対象となります。

売買・譲渡（レンタル）等された口座は振り込め詐欺、ネットショッピング詐欺など、さまざまな犯罪に悪用される危険があります。

口座の売買・譲渡（レンタル）等の疑いがある場合、当金庫は、正当なお取引であることを書類等により確認できるまで、取引を停止します。

また、口座の売買・譲渡（レンタル）等が判明した場合、当金庫は、口座を凍結または解約します。

さらに、将来にわたって、すべての金融機関で口座開設ができなくなる可能性があります。

（※）犯罪による収益の移転防止に関する法律

以上